

徳島県規則第十九号

徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「局長及び主務課長」を「企画総務部長」に、「企画総務部長に歳出予算配当要求書を提出しなければ」を「歳出予算配当表により歳出予算の配当を行うとともに、その旨を直ちに会計管理者に通知しなければ」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「歳出予算配当」を「歳出予算の配当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「規定にかかわらず、」を「配当のほか、企画総務部長に歳出予算配当要求書を提出することにより」に、「追加配当」を「追加の配当」に、「第二項の規定に準じて必要な手続をとらなければ」を「当該要求書を審査し、歳出予算配当表により追加の配当を行うとともに、その旨を直ちに会計管理者に通知しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 この条に規定する配当及び配当替えの手続については、知事が別に定める電子情報処理組織をもつて行うことができる。

第二十二條第一項ただし書中「掲げるもの」を「掲げるもの（第九号及び第十一号に掲げる事項については、一件三千万円未満のもの）」に改め、同項第九号及び第十一号中「三百万円」を「千万円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の第二十二條第一項の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の予算については、なお従前の例による。